

熊本県育成登録品種（いちご）の取扱いについて

品種名

熊研い548（ひのしずく）、熊本VS03（ゆうべに）

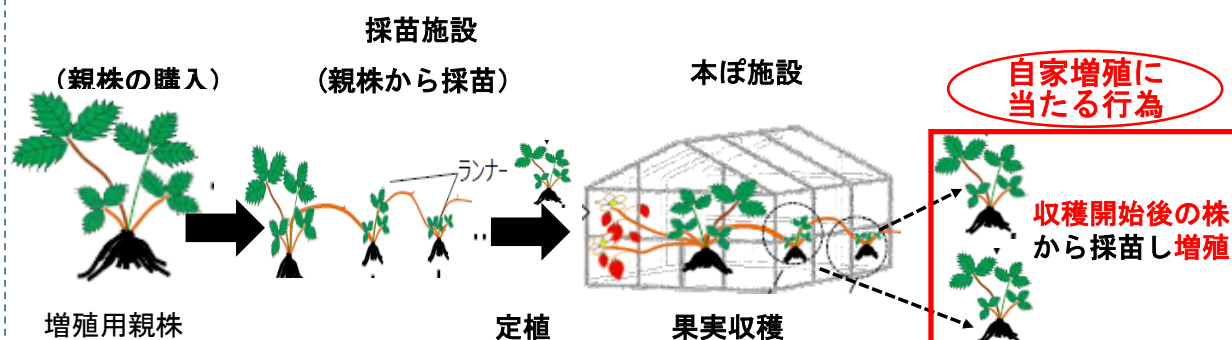
県育成登録品種は、県民の大切な財産です。ルールを守って利用しましょう。

○ 購入・増殖※¹・自家増殖※²した種苗を第三者に譲渡してはいけません

※¹ 増殖：未収穫の株から採苗し、増殖して自己の経営に利用する

※² 自家増殖：収穫開始後の株から採苗し、増殖して自己の経営に利用する行為

（参考）いちご栽培での自家増殖



○ 増殖は可能ですが、自家増殖を行うことはできません

- ・ただし、気象災害や病虫害の発生により、緊急的に収穫中の株から採苗する必要がある場合は、ＪＡ、ＪＡ熊本経済連を経由して県に申請書を提出し、条件を付して認めます。

○ 種苗は、正規販売店（県内ＪＡ）から購入しましょう

- ・生産者間、あるいは正規販売店でない種苗店等からの譲渡は認めてません

熊本県登録育成品種以外の品種（「恋みのりなど）は、取扱いが異なりますので、育成者権者（農研機構・他県等）のホームページ等をご確認ください。

問合せ先

熊本県農林水産部生産経営局農業技術課

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

Tel: 096-333-2380 Fax: 096-381-8491